

狂犬病予防注射 未接種の犬は必ず受けて

市では、次の日程で犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。今年が本年度最後の集合注射となりますので、必ず受けさせていただきます。雨天の場合も実施します。

●登録・予防注射の手数料と料金
▽料金と手数料 3,220円(注射料金2,670円、注射済票交付手数料550円)
▽新規登録手数料 3,000円

※一頭当たりの料金(消費税込み)です。お釣りのないようご協力ください。

●注意事項

- ▽すでに登録済の犬の飼い主の皆さんは、お手元にお届けしますハガキを必ずご持参ください。
- ▽次に該当する犬は、動物病院で診察を受けてから、狂犬病予防注射を受けさせていただきます。
- ・健康状態に不安のある犬(妊娠、育児中も含みます)
- ・現在治療中の犬
- ・過去に予防注射後に異常を起したことがある犬

▽訪問注射を受ける場合や、動物病院で注射を受ける場合は、別途料金が必要になります。

▽健康上の理由で注射できない場合は、獣医師から「狂犬病予防注射猶予証明書」(有料)を取得し、支所の窓口へ提出してください。

▽犬をしつかり抑えられる人が付

き添い、首輪が抜けないようにしてください。

▽お出掛けの際は「袋・ス Copp」などを持参し、会場でフンをしたら必ず片付けてください。

●生活環境課
または各総合支所地域支援課
(TEL 82・3131 FAX 82・6622)

●日程

地域	期日	時間	場所
豊科	10月16日(土)	13:30~13:40	真々部公民館前
		13:50~14:00	下鳥羽地域構造改善センター前
		14:10~14:20	アルプス公民館前
		14:30~14:40	重柳公民館前
		14:50~15:10	豊科総合支所正面玄関前
穂高	10月24日(日)	13:10~13:30	穂高総合支所前
		13:40~14:00	柏原会館前
		14:10~14:30	久保田公民館前
		14:45~15:05	新屋公民館前
		15:15~15:30	JA北穂高支所前
三郷	10月23日(土)	13:00~13:20	三郷総合支所前駐車場
		13:30~13:45	一日市場公民館前
		13:55~14:10	中萱公民館前
		14:20~14:35	小倉多目的研修センター
堀金	10月21日(木)	14:45~15:00	農村環境改善センター(JAあづみ温支所となり)
		13:10~13:20	下堀公民館前
		13:30~13:40	岩原公民館の西側
明科	10月15日(金)	13:50~14:00	田尻公民館前
		14:10~14:30	堀金総合支所前
		13:30~13:50	明科総合支所前駐車場

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です

自動車は私たちの生活に必要な不可欠なものとなり、その役割はますます重要なものとなっています。しかし、自動車に関係する交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、大型自動車の車輪脱落事故やバスの車両火災の防止など、自動車の不具合による事故件数を減少させることが求められています。また、排ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応も重要となっています。本来、自動車の使用者には、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、点検・整備の実施が義務付けられています。保守管理意識を高め、適切な点検・整備をお願いします。

国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 (TEL 026・243・4384)

ホームページアドレス <http://www.tenken-seibi.com>

土地利用に関する地区別説明会

「基本集落」を図面で説明しました

市では、6月から8月にかけて市内35会場で、「第6回土地利用に関する地区別説明会」を開催しました。

具体例で説明

今回の説明会では、主に3つの項目についてご説明しました。

1つめは、昨年12月に改正された農振法の改正点(改正内容は広報104号参照)について、2つめは、将来のまちづくりの指針となる「安曇野市都市計画マスタープラン」の概要、そして「安曇野市の適正な土地利用に関する条例(以下「条例」という)」に基づく開発事業についてです。また、条例で定める各基本区域(*1)で、どのような開発が許容されるかを説明し、開発を許容する場合の基準となる「基本集落(*2)」がどう設定されているかを図面で見ていただきました。そして、「土地利用基本計画(*3)」や「特定開発事業の認定(*4)」により開発の可能性がある場所などに

ついて説明をしながらご意見をうかがいました。

平成18年度から進めている土地利用制度の統一に向けての検討も大詰めに入り、9月議会で土地利用条例を上程しました。今後は、条例に基づき「土地利用基本計画」や「特定開発事業認定指針」などを策定し、来年4月の全面施行を目指します。

都市計画マスタープランは、詳細な調整を図りながら10月に成案としていく予定です。

ご相談ください

新たな条例による開発手続きや、基本集落について相談に応じています。開発を予定する地番等が分かれば詳細な説明が可能です。お気軽にお問い合わせください。

●豊科総合支所内都市計画課計画係
(TEL 72・3111 FAX 72・3569)

用語解説

- *1 「基本区域」 市内をそれぞれの地域の特色を踏まえて6つの区域に分けています。
- *2 「基本集落」 10戸以上の宅地などが連なった集落をいいます。この集落は、新たな開発を許容していく基準となります。
- *3 「土地利用基本計画」 土地利用条例に基づき基本区域ごとに許容する開発要件を定めます。
- *4 「特定開発の認定」 土地利用基本計画に定めのない開発事業であっても集約重視のまちづくりに反しない開発については、特定開発事業として認定し開発を認めていきます



豊科地域の地区別懇談会
手前の図面が基本区域と基本集落図。

説明会で出された意見など

- 高齢化が進む中で、歩いて買い物ができるような商業開発は許容すべき。
- 耕作できない農地について相談ができる総合窓口の設置を。
- 規制が必要なものは分かるが、農業情勢が厳しい状況にあり農業支援の充実が必要。
- 線引きの廃止を早期にお願いしたい。
- 安心して歩ける(自転車)歩道の整備を優先してほしい。
- 拠点市街区域でも道路事情等が脆弱(せいじゃく)な地域がある。公共施設整備を優先してやるべきでは。
- 当面2制度での運用になるのか。(解説・線引きが廃止されるまで2制度での運用になります。早期に統一がなされるように努めていきます)